12章　業務委託・請負・準委任　　第Ⅳ部　類型

契約不適合責任と期間制限

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　問題の所在：業務委託で欠陥が見つかったとき

業務委託契約書の雛形には、たとえば次のような条項が置かれています。

> 第5条（契約不適合責任）
> 1　本件業務の成果物が，その種類，品質又は数量等に関して本契約及び第3条に定める覚書の内容に適合しない場合には，甲は，検収完了後6か月以内に限り，乙に通知することにより，無償で補修又は料金減額の措置を求めることができる。
> 2　前項の場合，乙は，甲が被った損害を賠償しなければならない。（注1）

成果物の欠陥について、受託者の責任と、それを追及できる期間を決めた条項です。この条項が民法のどの規定を書き換えているのかは、業務委託の中身が請負か準委任かで変わります。請負なら、売買の契約不適合責任の規定が準用され、そのうえに請負に固有の規定が2つ重なります。準委任なら、請負に固有のこの2つの規定は働きません。

契約不適合責任の全体の枠組みは別稿「契約不適合責任の全体像」、通知期間の起算点の設計は別稿「通知期間の設計」、請負での修補・報酬減額は別稿「請負における修補・報酬減額・出来高請求」で扱いました。本稿は、請負に固有の2つの規定、つまり期間制限（民法637条）と注文者の指図による不適合（民法636条）を中心に、業務委託の契約書で何を決めておくかを考えます。

二　請負に固有の部分

1　民法637条：知った時から1年以内の通知

請負の契約不適合責任の期間制限は、次の規定です。

> （目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）
> 第637条　前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
> 2　前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時）において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。（注2）

この規定は、仕事が終わったという請負人の期待を保護し、法律関係を早く安定させるという改正前の期間制限の趣旨を維持しながら、注文者の負担を軽くしたもので、売買の期間制限（民法566条）とそろえられています（注3）。

1年以内にすることが求められているのは、不適合があるという事実の通知です。通知は、不適合があることを抽象的に伝えるだけでは足りませんが、損害額の算定根拠まで示す必要はなく、不適合の種類や範囲が分かる程度に伝えれば足ります（注4）。1年以内に通知をすれば、注文者の権利は保存され、その後は一般の消滅時効の規律に従います（注5）（注6）。逆に、知った時から1年以内に通知をしなければ、追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除のすべてを失います。注文者は、不適合を知ったら速やかに通知しておく必要があります（注6）。

期間制限の対象は、種類または品質に関する不適合に限られます。637条1項は「前条本文に規定する場合」、つまり請負人が種類または品質に関して契約の内容に適合しない目的物を引き渡した場合を受けているからです。数量不足の不適合には、この期間制限は適用されず、一般の消滅時効の規律に服します（注5）。

起算点は、注文者が不適合を「知った時」です。改正前は引渡しの時（引渡しを要しない場合は仕事が終了した時）でしたが、改正で売買とそろえられました（注4）。「知った時」は、担保責任を追及できる程度に確実な事実関係を認識した時と解されます（注4）。それでも注文者の側の事情で決まるので、いつから1年が進むのか

がはっきりしません（注5）。この点の手当ては、三の1で触れます。

業務委託で目につくのは、括弧書きの「引渡しを要しない場合」です。637条2項と636条は、仕事の目的物の引渡しがない請負も想定し、その場合は「仕事が終了した時」を基準にしています（注2）。成果物を納めるのではなく、作業そのものが仕事の中身になっている業務委託でも、請負であれば、この2つの規定が働きます。

2　民法636条：注文者の指図に起因する不適合

請負に固有のもう一つの規定が、636条です。

> （請負人の担保責任の制限）
> 第636条　請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。（注7）

要件を分けると、次のとおりです。

1. 種類または品質に関する不適合であること
2. その不適合が、注文者の供した材料の性質か、注文者の与えた指図によって生じたこと
3. 請負人が、その材料または指図が不適当であることを知りながら告げなかった、という事情がないこと

これを満たすと、注文者は、追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除のいずれもできません（注7）。不適合について注文者に責めに帰すべき事由があるときは、売買の規定（民法562条2項・563条3項）の準用でも追完や減額の請求は制限されます。しかし、注文者の供した材料や与えた指図によって不適合が生じるのは、売買にはない請負に特有の事情なので、この場面では一般の規定ではなく636条によって、追完や減額を請求できるかが決まります（注8）。改正前の636条の規律を実質的に維持し、表現を改めたものです（注8）。**注文者の指図どおりに作った結果の不適合は、請負人が責任を負わないのが民法の初期設定です。**

ただし書は、請負人に「告げる」ことを求める規定として読めます。材料や指図が不適当だと知っていた請負人が黙って作れば、636条の保護を受けられません。知っていたなら告げる。告げたのに注文者が指図を変えなかったのであれば、本文に戻って、請負人は責任を負いません。

指図の位置づけは、第三者に損害を与えた場面にも出てきます。注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わないのが原則ですが、注文または指図について注文者に過失があったときは別です（注9）。

3　売買の566条との違い

売買にも、637条と同じ形の期間制限があります。

> （目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）
> 第566条　売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。（注10）

期間の長さ、起算点、通知で足りること、売主（請負人）が悪意・重過失のときは制限がかからないことは、637条と同じです。違うのは、637条が引渡しを要しない仕事を想定し、仕事が終了した時を基準にしている点です。

指図については、売買に636条にあたる規定はありません。売買では、契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、追完や代金減額を請求できず、契約の解除も認められない、という一般の規定で処理されます（注11）。買主が提供した材料の性質や買主の与えた指図によって不適合が生じた場合には、買主の責めに帰すべき事由によるものとして、売買の規定によっても請求は認められないことが多いでしょう（注11）。

それでも、請負と売買の要素が混じった製作物供給の契約では、636条が準用・類推適用されるかが争われることがあり、結論は事案によって異なりえます（注11）。そこで、とくに損害賠償請求と解除について、買主の仕様書や図面に基づく指示による契約不適合の場合は除外する、という限定を契約で付ける方法があります（注11）。業務委託の契約書でも、請負か売買か準委任かの性質決定に頼らず、指図による不適合の扱いを条項に書いておく意味はここにあります。

4　準委任には請負に固有の2つの規定が働かない

2017年の改正で、契約不適合責任は債務不履行責任として整理され、有償契約には売買の規定を準用すること（民法559条）が徹底されました（注12）。そのうえで、636条と637条は、民法の請負の節に置かれた請負に固有

の規定です。業務委託の中身が準委任であれば、この2つの規定は適用されません。

準委任の受任者が負うのは、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務です（注13）。成果に対して報酬を支払う型の準委任であっても、受任者は仕事の完成義務を負わず、仕事が完成するように善管注意義務を果たせば、結果として完成しなかったとしても債務不履行責任を負うわけではありません（注14）。準委任で受任者の責任が問われるのは、善管注意義務を尽くさなかったという債務不履行の場面です。

そのため、準委任として契約するのであれば、成果物の内容を特定せず、納品・検収を報酬支払の条件とせず、成果物に関する契約不適合責任の規定を置かない、という書き方になります（注15）。一の雛形5条のような条項を準委任の業務にそのまま置くと、請負の性質を帯びた契約だと読まれる手がかりになります。

三　契約実務への還元

1　期間の起算点と、数量の扱い

請負人の立場からは、637条1項の起算点を、引渡しや検収合格の時点に置き換えて、期間の始期を客観化することが考えられます（注5）。改善例は、検収合格後1年以内に不適合が判明した場合に限って修理や代品の納入を求められる、という形です（注16）。起算点の決め方と、期間の長さの交渉は、別稿「通知期間の設計」で扱いました。

一の雛形5条は、もう一歩進んでいます。起算点を検収完了とし、期間を6か月に短くし、しかも「種類，品質又は数量等」と数量の不適合まで同じ期間に入れています（注1）。民法では、数量不足の不適合は637条の期間制限の外にあり、一般の消滅時効によります（注5）。雛形5条は、数量の不適合についても、検収完了後6か月で権利行使を締め切る条項です。委託者の側で読むときは、この点を見落とさないようにします。

2　指図を記録に残す

636条は、指図によって生じた不適合なら請負人は責任を負わない、と定めています。ところが、紛争になってから「その仕様は御社の指示だった」と主張しても、指図があったこと、その内容、それが不適合の原因であることを示せなければ、636条は使えません。受託者にとって、指図の記録は636条を使うための証拠そのものです。

取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律。旧下請法）が適用される取引では、公正取引委員会と中小企業庁のテキストが、この点の明示と保存を求めています。委託事業者は、取引の過程で、発注時に明示した給付の内容を変更したり明確化したりしたときは、その内容を中小受託事業者に明示し、作成・保存すべき書類等の一部として保存する必要があります（注17）。中小受託事業者が委託内容について提案し、確認を求め、委託事業者が了承したので、その内容に基づいて作業をしたのに、給付の内容が委託内容と異なるとして受領を拒むことは認められません（注18）。

契約書では、636条を確認する規定に、指図を書面で残す手続を足しておきます。

> 第〇条　乙は、甲の提供した資料若しくは材料の性質又は甲の指示によって生じた本件成果物の不適合について、責任を負わない。ただし、乙がその資料、材料又は指示が不適当であることを知りながら甲に告げなかったときは、この限りでない。
> 2　甲は、本件業務の仕様又は作業方法に関する指示を、書面又は電子メールにより行う。口頭で指示をしたときは、甲又は乙は、速やかにその内容を書面又は電子メールにより相手方に確認する。
> 3　乙は、甲の提供した資料若しくは材料又は甲の指示が不適当であると判断したときは、速やかにその旨及び理由を書面又は電子メールにより甲に通知する。甲は、通知を受けた後も当初の指示を維持するときは、その旨を書面又は電子メールにより乙に通知する。

委託者にとっても、この手続は無駄になりません。受託者から「この指示では不具合が出る」という通知が書面で届けば、その時点で指示を見直すことができます。指示を維持するなら、それは委託者が自分の判断で選んだことが記録に残ります。不具合が出た後に、指示が原因か、受託者の作業が原因かを争う手間が省けます。

3　準委任の業務で置かない条項

業務委託の中身を準委任とするなら、二の4のとおり、成果物の検収や契約不適合責任の規定を置かず、その代わりに業務完了報告書の提出義務や、委託者による報告書の確認手続を置きます（注15）。準委任の受託者に責任を問う場面は善管注意義務違反なので、どの水準で作業をするのかを、業務内容の定めで具体的にしておくことになります。

請負か準委任かの判断は、別稿「請負と準委任の区別：何が違い、なぜ問題になるか」で扱いました。検収の条項の書き方は別稿「成果物と検収」、契約不適合責任を免除・軽減する条項がどこまで効くかは別稿「契約不適合責任を免除・軽減する条項の限界」が扱います。

参考文献等

（注1）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）183頁（業務委託契約書の雛形5条）

（注2）民法637条

（注3）大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『実務家のための逐条解説　新債権法』（有斐閣、2021）645頁

（注4）前掲注3・645頁

（注5）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問30（契約不適合責任に基づく権利行使の期間制限が問題となる場合）の解説2

（注6）前掲注3・646頁

（注7）民法636条

（注8）前掲注3・643〜644頁

（注9）民法716条

（注10）民法566条

（注11）前掲注1・50〜51頁

（注12）前掲注3・639〜640頁

（注13）民法644条・656条

（注14）吉羽真一郎編集代表『条項解説 事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）92〜93頁

（注15）前掲注14・99頁

（注16）前掲注5・設問30の改善例②

（注17）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和7年11月）107〜108頁

（注18）前掲注17・57頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/ukeoi-keiyaku-futekigo-kikan/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「契約不適合責任と期間制限」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。